

令和 5 年度
札幌市民間児童育成会
候補者選定要項

令和 5 年 9 月
札幌市子ども未来局子ども企画課

1 趣旨

札幌市では、児童数の増加や就労等による子育て家庭の生活状況の変化等に伴い、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。以下同じ。）の需要が増加しており、また、保育内容に対するニーズもより一層多様化している状況です。

この要項は、放課後児童クラブの受け入れ環境を向上させるため、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき札幌市から助成金の交付を受け、放課後児童クラブを運営する事業者（以下「民間児童育成会」という。）を新たに選定する際に必要となる事項等について定めるものです。

2 新規参入可能地区及び選定数

札苗北小学校区（1団体）

3 民間児童育成会の運営主体等

- (1) 法人格の有無は問わない。法人格を有する団体の場合は、放課後児童健全育成事業を収益事業として行わない非営利団体であること。
- (2) 次の要件を満たす育成委員会を設置し、運営を行うこと。
 - ア 構成委員は5人とし、うち2人以上は、民間児童育成会が所在する連合町内会地域における児童育成関係者とする。なお、児童育成関係者とは、以下に掲げる者をいう。
 - ① 単位町内会又は連合町内会において児童関係を担当する役職者
 - ② 民生委員児童委員又は主任児童委員
 - ③ 青少年育成委員
 - ④ 小学校を代表するPTA役員のうち、会長、副会長、会計又は監査の職にある者
 - ⑤ 小学校の校長又は校長から委任を受けた教頭若しくは教員
 - ⑥ 子ども会役員又はスポーツ推進委員
 - ⑦ 公的な資格を有し、児童の健全育成を主たる又は従たる業務としている当該地域に居住又は勤務する者
 - ⑧ 教育機関又は教育機関に準ずる組織において、児童の健全育成に関して調査研究や推進活動、指導・相談・講師等を業務としている当該地域に居住又は勤務する者
 - イ 児童育成関係者以外の委員については、当該民間児童育成会に登録している児童の保護者のほか、地域との連携と交流を図るために、当該地域における町内会等の公的な団体の役職者又は構成員を積極的に選任すること。
- (3) 法人格を有する団体の場合は、団体の理事会等の理事の中から、当該地域に居住する5人を選任し、育成委員会委員とすること。

4 申請資格・申請条件

以下の条件を満たしている事業者（法人格を有する団体の場合は当該法人を、法人格がない団体の場合は民間児童育成会を指す。以下同じ。）とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業を収益事業として行わない非営利団体であることを客観的

- な挙証書類で証明できること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 162 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設を、対象校区内の通所に利便性のある場所に自ら確保することができ、また、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 1 日の間の月の初日に開設することが可能であること。
 - (4) 受入児童の定員は一支援単位当たり 40 人程度とする。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないこと。
 - (6) 役員等（申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）に、破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 役員等が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
 - (8) 役員等が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員と実質的に関係を有していないこと。
 - (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き中ではないこと。
 - (10) 事業者及び役員等が、税金（法人税、消費税、地方消費税、市町村民税等）を滞納しているなど、客観的に経営状況が不健全であると判断されないこと。
 - (11) 直近の会計年度において、3 年以上連續して損失を計上していないこと。ただし、新たに立ち上げ予定の事業者はこの限りではない。
 - (12) 開設に要する資金のほか、運営費の概ね 2 ヶ月以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
 - (13) 賃貸物件により事業を実施する場合は、申請時に、賃貸借契約書又は賃貸人からの事業に供することを認める同意書の写しを提出できること。

5 施設整備及び運営にあたり適合すべき基準

- (1) 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）
- (2) 放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省策定）
- (3) 札幌市児童福祉法施行条例第 3 章の 2
- (4) 札幌市児童福祉法施行細則第 43 条の 2
- (5) 札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱
- (6) 放課後児童クラブハンドブック（札幌市子ども未来局策定）

6 対象児童

札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱第 3 条第 1 項に基づく、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、対象校区における現状の受け入れ環境を向上させるという観点から、校区内に居住する児童及び校区外から札苗北小学校に通う

児童を優先的に受け入れること。

7 設置場所の基準

- (1) 対象校区内であること。
- (2) 設置場所の確保に確実性がありかつ継続的に利用可能であること。
- (3) 児童が過ごす場所として、周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。また、災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。
- (4) 近隣住民との良好な関係を築くことができるここと。
- (5) 敷地内又は近隣に、児童の屋外の遊び場が確保できることが望ましい。
- (6) 保護者等による送迎が想定される場合は、駐車場及び駐輪場を確保していることが望ましい。
- (7) その他「5 施設整備及び運営にあたり適合すべき基準」の基準等を満たすこと。

8 施設及び設備の基準

- (1) 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画（事務室、体育館、玄関、トイレ、固定棚等を除く）の面積は、児童1人につき概ね 1.65 m^2 以上を確保すること。
- (2) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること。
- (3) 車いす等を利用する児童を受け入れるにあたり、段差の解消や通路の広さの確保等の環境整備を行い、利用に支障のないよう工夫すること。
- (4) 施設内は、できるだけ児童の様子を見渡すことができる配置とすること。
- (5) 子どもが生活の場として過ごす場所のほか、下駄箱やカバン収納棚等必要な設備や備品を整備すること。
- (6) その他「5 施設整備及び運営にあたり適合すべき基準」の基準等を満たすこと。

9 運営に関する基準

- (1) 開所日は、原則として年間250日以上とする。また、開所時間は、平日は1日3時間以上とし、長期休暇期間を含む学校休業日は、原則として1日8時間以上とすること。
- (2) 職員の資格及び配置については、札幌市児童福祉法施行条例第138条の9の基準に適合するものとし、支援の単位ごとに2人以上の職員（うち1人は放課後児童支援員）を配置すること。なお、法人格を有する団体が申請するときは、他事業における助成金と重複する可能性があることから、民間児童育成会の職員は、開所時間中は同法人が運営する他の事業を兼務しないこと。
- (3) 障がいのある児童については、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行ったうえで、可能な限り受け入れに努めること。
- (4) 塾やスポーツクラブ等を主たる目的として運営するものではないこと。
- (5) 保護者及び利用者との情報共有を図るとともに、意見や要望を聞く機会を設けること。
- (6) 学校や地域住民、関係機関等との情報交換・連携を密にし、学校や児童の状況を常に

把握するよう努めること。

(7) その他「5 施設整備及び運営にあたり適合すべき基準」の基準等を満たすこと。

10 事業実施に対する助成

民間児童育成会運営に関する費用については、札幌市放課後児童健全育成事業助成金交付要綱に基づき、市の予算の範囲内において一部助成を行う。助成は、原則として5月、8月、11月及び2月の年4回概算で支払うこととし、年度末に清算を行う。

なお、法人が運営主体となる場合は、当該助成金は、法人の他の事業に係る会計と完全に区別すること。

【参考】開所日数290日、児童数40人で算定した場合の年間補助額例（概算）

・ 基本運営費	4,734,000円（36人～45人の場合）
・ 開所日数加算	760,000円（250日を超えた日数×19,000円）
・ 長時間開所加算	552,000円（長期休業等分で、8時間を超え平均3時間提供した場合、3時間×184,000円）
・ 障がい児加算	2,009,000円（毎月2人の障がい児を受け入れ、必要な職員を加配した場合）
・ 家賃補助	600,000円（50,000円×12月）
計	8,655,000円

※算定対象となる児童数は、週5日のうちの利用希望日数で換算する。

（例～毎日利用希望の場合：5/5=1人、週2日利用希望の場合：2/5=0.4人）

※実際の開所時間数や利用人数等により金額が変動するほか、細かな基準あり。

※その他、処遇改善に係る加算や送迎支援を行った場合の加算等あり。

11 スケジュール（予定）

手続き	日程
(1) 選定要項の公表	令和5年10月上旬
(2) 質問票の受付期限	令和5年12月8日（金）17時
(3) 申請書提出期限	令和5年12月20日（水）17時
(4) ヒアリング審査	令和6年1月
(5) 結果通知	令和6年1月
(6) 事業開始	令和6年4月～

12 申請手続きの流れ

(1) 質問票の受付

ア 受付期限

令和5年12月8日（金） 17:00【必着】

イ 提出方法

質問票（様式1）により、電子メール又はFAXにて「19 担当部署」まで提出すること。（件名は「放課後児童健全育成事業運営事業者選定に係る質問票」とし、送

付後電話連絡をすること。なお、口頭での質問や問い合わせは受け付けない。)

ウ 回答方法

質問への回答は、令和5年12月13日（水）までに随時札幌市ホームページで公開する。

(2) 申請書の提出

ア 提出期限

令和5年12月20日（水） 17:00【必着】

イ 提出方法

郵送又は持参により、必要部数を「19 担当部署」まで提出すること。

(3) 提出書類

提出書類		内容等	部数
(全事業者必須)			
1	申請書（様式2）		1
2	事業者概要書（様式3）	・既存運営施設がある場合は、その概要が分 かる書類を添付	10
3	施設概要書（様式4）	・専有区画面積が国基準を満たすこと (定員数×1.65 m ² 以上)	10
4	物件位置図及び施設平面図	・専用区画面積を明記 ・必要に応じ現況写真等を添付	10
5	職員配置等調書（様式5）	・開所日数及び開所時間が国基準を満たすこ と	10
6	事業提案書（様式6）	・評価項目についてすべて記載があれば任意 様式でも可	10
7	資金計画書（様式7）	・自己資金の内訳が分かる通帳の写し(1部) を添付	10
8	収支予算書（様式8）	・放課後児童健全育成事業実施要綱の助成額 交付基準を参照 ・令和6年度～8年度の3年分	10
9	決算書類の写し	・法人の場合は貸借対照表及び損益計算書 ・直近2期分（新設団体等で該当書類がない 場合はその旨の申立書（任意様式））	10
10	代表者及び施設管理者の 履歴書	・任意様式	10
11	定款・規約その他これらに 類する書類	・新規団体等の場合は規約案等を作成するこ と	1
12	宣誓書（様式9）		1

13	市町村民税の未納がない旨の証明書	・申請書提出期限の3ヶ月前の日以降に発行された納税証明書等（法人及び役員等）	1
14	新耐震基準に適合していることが確認できる書類	・建築基準法に基づく検査済証等	1
15	賃貸借契約書等（賃貸物件の場合）	・賃貸借契約書又は賃貸人からの当該事業に供することを認める同意書等	1
(法人のみ)			
16	法人の概要が分かる書類	・任意様式（パンフレット等）	1
17	法人登記事項証明書の写し	・申請書提出期限の3ヶ月前の日以降に発行された現在事項又は履歴事項全部証明書	1
18	消費税等の未納がない旨の証明書	・申請書提出期限の3ヶ月前の日以降に発行された、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書等	1
19	貸借対照表及び損益計算書	・「9決算書類の写し」の再掲	10
(留意事項等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・「提出書類」の2～10については、10部（正本1部、副本9部）を提出することとし、ステープラー等は使用しないこと。 ・札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている事業者については、「提出書類」の9、12～13、17～19の提出は不要 ・申請書提出後に申請を取り下げる場合は、申請取下届（様式10）を提出すること。なお、その際は提出済みの資料については返却しない。 			

13 審査

本市が設置する「令和5年度札幌市民間児童育成会選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

(1) 審査方法

ア 本市が設置する選定委員会が、提出書類及びヒアリングの内容を審査し、採点を行う。最低基準点（委員の総合得点の6割）以上であり、合計得点の最も高かった者を参入候補者として選定する。

イ 総合得点が同点の場合は、選定委員会で協議の上選定する。

ウ 選定の結果は、ヒアリングを実施した者全員に文書で通知する。

エ 申請者が1者であっても、最低基準点以上であるときは候補者として選定する。

(2) ヒアリングについて

ア 令和6年1月に実施予定。出席者は、総括責任者を含め最大3人までとする。

イ ヒアリングは1者あたり約30分（提案説明15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行う。ただし、あくまで想定時間であるため、質疑応答の延長又は短縮の可能性がある。

- ウ 提案説明の際は、パソコンやスクリーン等の機器の使用は認めない。
- エ 提案説明は、下記評価基準を参照の上、主に「事業提案書」を用い、提案内容に応じ「事業者概要書」「施設概要書」「職員配置等調書」等を適宜用いて行うこと。（ヒアリング当日、選定委員会委員に対して、事前提出書類以外の資料を配布することはできない。）
- オ ヒアリング日時等の詳細については、申請者に別途連絡する。

14 評価

次表の評価項目に対し、評価基準点は「5点：大変優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により、各委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき選定委員会が評価を確定することとする。

評価項目	主な評価基準	係数	評価点上限
運営主体	・開設に要する資金のほか、当面の運営資金が確保されているか ・これまで、児童育成関係や地域と関わった事業（類似の事業を含む）の実績等があるか	2	10
申請理由及び運営方針	・放課後児童健全育成事業の内容や趣旨等を理解し、申請の理由に妥当性があるか ・どのようなクラブを運営したいかの理念や意志が明確であるか	2	10
開設場所	・児童が通所するにあたり、利便性や安全性のある場所となっているか ・建物の確保に確実性と永続性があるか	2	10
設備等	・児童一人当たりの専用区画面積（1.65 m ² ）は確保されているか ・定員数に見合ったカバン収納棚や下駄箱、その他保育に必要な備品等が整備されているか ・施設敷地内及び近隣に屋外の遊び場があるか	2	10
児童の受け入れ	・何人の児童を受け入れる見通しがあるか ・対象校区の児童を優先的に受け入れるための具体的な内容となっているか ・クラブの活動内容等の周知のため、外部への発信等が積極的ななされる内容となっているか ・障がいのある児童等、特別な配慮が必要な児童を受け入れるための設備やノウハウがあるか	4	20
人員体制	・育成委員会委員は、保護者や地域との連携を重視した人材が確保できる見通しがあるか ・配置基準を満たす放課後児童支援員（有資格者）その他職員の確保の確実性はあるか	3	15

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への研修等、資質向上や倫理保持等に向けた取り組みがなされる内容となっているか ・労働関係法令の遵守に向けた取り組みがなされる内容となっているか 		
保育内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・月会費、開所日数、開所時間の設定が適切で、設定根拠の妥当性はあるか ・民間のクラブとして、月会費に見合う独自性のある保育内容となっているか ・対象校や校区の地域特性等を把握しているか ・学校や保護者との日常的な情報共有が図られる内容となっているか ・発達段階に応じた具体的な保育や異年齢交流が積極的に図られる内容となっているか 	3	15
安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故やケガ及び災害等の防止対策、発生時の対応マニュアル等が整備されているか ・感染症や食中毒等を防止するための衛生上の対策やマニュアル等が整備されているか ・個人情報の適切な取扱いに関するマニュアル等が整備されているか 	2	10
合 計			100

15 候補者選定の取り消し

参入候補者として選定された者が、開設までの間に、次のいずれかに該当する場合は、候補者としての選定を取り消すものとし、その際の費用弁償には一切応じない。

また、選定を取り消された者は、次回の民間児童育成会候補者選定に申請することができない。

なお、選定の取り消しを行った場合は、令和5年度においては、新たな候補者選定は行わない。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 開設時に概ね10人の利用児童数を確保できないことが明らかになったとき。(既存施設の場合、令和5年10月1日現在の受入児童数にさらに10人を加えた人数とする。)
- (5) 「5 施設整備及び運営にあたり適合すべき基準」に定めた施設等の基準を満たしていないことが判明したとき。
- (6) 申請時に予定していた物件に入居できなくなったとき。
- (7) 令和7年4月1日までに開設できないことが明らかになったとき。

- (8) 障がいのある児童の受け入れを、正当な理由なく拒否していたことが判明したとき。

16 申請資格等についての申立

申請資格等を満たさない若しくは満たないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先及び受付時間は、「19 担当部署」のとおりとする。

17 著作権等に関する事項

- (1) 札幌市へ提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属する。
- (2) 札幌市が候補者の選定に必要と認めるときは、申請書類を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ申請者に通知するものとする。
- (3) 申請者は、札幌市に対し、申請者が作成したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 申請書類の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、申請者は、事故の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 申請書類その他本件申請に伴い提出された書類（申請意向申出に伴う書類を含む）について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開することがある。
- (6) 安定的な経営を確認するため、申請書類のうち財務に係る書類を、本市が委託する会計士（又はそれに類する者）に提供する場合がある。

18 その他留意事項

- (1) 申請等に要する費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 申請に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は審査を公正に執行することが困難であると認めるときは、審査の実施を延期または取り止めことがある。
- (3) 保育に関する業務を第三者に委託又は請け負わせることはできない。
- (4) 審査の結果、参入候補者として選定された場合であっても、本事業に係る予算案が議決されないときは、候補者の資格を取り下げることがある。

19 担当部署

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 3 階
札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 担当：池田・佐藤
電話：011-211-2989（問い合わせ受付時間：平日 8：45～17：15）
FAX：011-211-2943 E-mail：houkago_jidou@city.sapporo.jp